



特掃での就労おつかれさまです！また円滑な事業運営にご協力をいただいていること、改めてお礼を申し上げます。今回の現場通信は、特掃での賃金のお支払いについて押さえておかないといけない基本的なことについて、書いています。10年近く特掃で働いている方には「そうそう、そやつたな」ということが多くあるかもしれません、改めてご一読いただきたいと思います。

## ●12月1日より支払明細書をつけて賃金を

### お渡します

「所得税法第231条に基づき賃金の支払時に支払明細

書を交付しないといけません」と指摘を受けましたので、1月1日よりいつもの賃金の袋の表面に貼り付けて交付するように改善いたします。

## ●健康保険適用除外承認を受けても賃金は増えません

特掃作業員の賃金手取り額は、誰もが同じ金額を受け取れるようになつており、昨年度までは5700円でしたが、現

在は6500円です。そのために「雇用保険、健康保険、介護保険の本人負担分が発生した場合は事業主が別途納付します」と労働条件通知書に書いています。もう10年以上前になりますが、健康保険の適用除外承認を年金事務所で受ければ、その分手取りの賃金が上がるはずだと主張する人たちが釜ヶ崎支援機構と大阪府・大阪市を訴えて、裁判が始まりました。裁判は最高裁まで進み、釜ヶ崎支援機構及び大阪府・市の主張が認められるとともに、訴えた原告側の主張・請求はすべて棄却され、2013年1月17日に判決が確定しました。

判決の主旨は次のとおりです。

雇用契約における賃金額の定めは、手取額は一律5700円であるが、これに健康保険料等の本人負担分が発生した場合に、事業主が本人負担分を別途納付するというものであつて、労基法111条にいう賃金とは、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいふので、賃金額は5700円であるが、これに健康保険料等の本人負担分が発生した場合には、本人の記載で認識することができたから、賃金額については合意が成立していたものといえる。また健康保険適用除外の承認を受けると、健康保険の被保険

者の資格を失い、健康保険料の本人負担分が生じないとなるので、賃金

額はやはり5700円となる。そのため訴えた側の主張には理由がない。

とはやむを得ないものというべきである。

訴えた方たちは損害賠償も求めておられましたが、釜ヶ崎支援機構に損害賠償責任を負わなければならぬような違法性があると認めることはできない」ということも判決文に記されています。

高裁においても地裁判決をふまえて、地域外作業等において「雇い入れの際に労働者が賃金から負担する形で弁当を購入することを条件とする」とが認められました。訴えた原告側は最高裁への控訴を行わず、2015年9月11日の高裁判決が確定されました。

## ●地域外・市有地の作業では賃金から弁当代を負担した だくことが雇入れの条件です

健康保険についての裁判のあと、今度は地域外作業等における弁当代の負担について「弁当は自由」と主張する人たちが裁判を起こしました。

2015年2月16日大阪地裁にて判決が下されました。その主旨は次のとおりです。

特掃の輪番登録労働者は、高齢の失業者であり、栄養状態や健康状態が良好でない場合、昼食を用意するだけの所持金のない者も含まれている可能性があり、所持金のない者が昼食を食べられずに空腹のまま午後の作業に従事すると作業中に体調不良により倒れるなどの事態が生じる可能性が高く

なる。ところが地域外作業等の場合には特掃詰所や釜ヶ崎支援機構の事務所から遠いため、対応することが難しい。そのため、地域外作業等においては、

労働者の健康に危険が及ばないよう確実に昼食をとることができるように措置を講じることには必要性があると認められる。ゆえに日雇労働契約を締結するに際し、「労働者が賃金から負担する形で弁当を購入することを条件とする」

## ●過去の一いつの裁判は、特掃の意義を確認したものとなりました

長くなりましたが、過去にあつた一いつの裁判の結果をふりかえりました。釜ヶ崎における高齢労働者のための就労対策（特掃）の歴史と成果とも関係する大切なことですので、ときどき思い起こしていただければと思います。これから協力し合つて大切な特掃事業を守っていきましょう！